明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務三八二～三八五）　一
○日本国に帰化を許可する件（法務三八九）　二
○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件（同三九〇）　三
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件（厚生労働二八五）　四
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体の住所を変更した件（同二八六）
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体の代表者の氏名を変更した件（同二八七）
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同二八八）
○登録製造機関の名称を変更する届出があった旨を公示する件（同二八九）
○保安林の指定をする件（農林水産一五一五～一五一八）　四
○保安林の指定を解除する件（同一五一九）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一五二〇、一五二一）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八三六）　六
○自衛隊飛行場の告示の一部を変更する件（防衛一八七）
○道路に関する件（近畿地方整備局二一六）
○道路に関する件（四国地方整備局八〇、八一）　七

〔国会事項〕

内閣　内閣府　宮内庁　法務省　最高裁判所　山形県　東京都　新潟県　岐阜県　広島県　香川県　愛媛県　札幌市　川崎市　静岡市　神戸市　七

〔人事異動〕

内閣　内閣府　宮内庁　法務省　最高裁判所　山形県　東京都　新潟県　岐阜県　広島県　香川県　愛媛県　札幌市　川崎市　静岡市　神戸市　七

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　二
法務　二
公証人任免（法務省）　二

〔資料〕

閣議決定等事項　二

〔公告〕

諸事項　二九

官庁
直轄災害復旧事業の完了関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係

会社その他

告示

○総務省告示第三百八十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月十二日

総務大臣　片山　善博

一　名称　平成二十三年度米国実動訓練部隊
二　国外派遣期間　平成二十三年八月十五日から平成二十三年九月二十日まで
三　派遣人数（概数）　四十人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国ハワイ州

○総務省告示第三百八十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月十二日

総務大臣　片山　善博

一　名称　平成二十三年度地対艦ミサイル実射訓練部隊
二　国外派遣期間　平成二十三年八月十五日から平成二十三年十一月二十二日まで
三　派遣人数（概数）　百二十人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国カリフォルニア州

○総務省告示第三百八十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月十二日

総務大臣　片山　善博

一　名称　平成二十三年度ホーク・中ＳＡＭ実射訓練部隊
二　国外派遣期間　平成二十三年八月十五日から平成二十三年十二月二十九日まで
三　派遣人数（概数）　二百三十人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州